

新潟県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

新潟県教育委員会規則第4号

新潟県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

新潟県教育委員会会議規則（昭和39年新潟県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在しない場合には当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第16条</u>の規定に基づき、同法に定めるもののほか、新潟県教育委員会の会議（以下「会議」という。）等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第2条 会議の招集は、<u>教育長</u>があらかじめ会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件を委員に通知して行う。</p> <p>2 <u>教育長</u>は、前項の通知を行つたときは、遅滞なく会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件を公告する。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(委員の出席)</p> <p>第3条 委員は、招集の当日の指定時刻に、指定の会場に到着し、<u>教育長</u>にその旨を通告しなければならない。</p> <p>2 委員は、会議に欠席又は遅参しようとするときは、あらかじめその旨を<u>教育長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(職員の出席)</p> <p>第4条 <u>教育長</u>は、議事に関して必要がある場合は、事務局の職員（以下「職員」という。）を会議に出席させることができる。</p> <p>(定例会及び臨時会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 定例会の休会又は開会期日の変更は、<u>教育長</u>の</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）<u>第15条</u>の規定に基づき、同法に定めるもののほか、新潟県教育委員会の会議（以下「会議」という。）等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(会議の招集)</p> <p>第2条 会議の招集は、<u>委員長</u>があらかじめ会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件を委員に通知して行う。</p> <p>2 <u>委員長</u>は、前項の通知を行つたときは、遅滞なく会議開催の日時、場所及び会議に付議すべき事件を公告する。ただし、急施を要する場合はこの限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(委員の出席)</p> <p>第3条 委員は、招集の当日の指定時刻に、指定の会場に到着し、<u>委員長</u>にその旨を通告しなければならない。</p> <p>2 委員は、会議に欠席又は遅参しようとするときは、あらかじめその旨を<u>委員長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(職員の出席)</p> <p>第4条 <u>委員長</u>は、議事に関して必要がある場合は、事務局の職員（以下「職員」という。）を会議に出席させることができる。</p> <p>(定例会及び臨時会)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 定例会の休会又は開会期日の変更は、<u>委員長</u>の</p>

意見又は議決により定める。

4 (略)

5 委員2人以上の者から、書面で会議に付議すべき事件を示して臨時会招集の請求があつたときは、教育長は、これを招集しなければならない。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開する。ただし、次の各号の一に該当し、かつ、新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）第7条各号に規定する非公開情報に関する内容を扱うとき又は教育長若しくは委員の発議により出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とする。

(1)～(10) (略)

2 前項ただし書の教育長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決めなければならない。

(傍聴)

第7条の2 会議を傍聴しようとする者は、教育長の許可を得なければならない。

2 (略)

第2章 削除

第10条から第12条まで 削除

(議事日程)

第13条 教育長は、議事日程を作成し、あらかじめ委員に送付しなければならない。ただし、急施を要する場合は、省略することができる。

意見又は議決により定める。

4 (略)

5 委員2人以上の者から、書面で会議に付議すべき事件を示して臨時会招集の請求があつたときは、委員長は、これを招集しなければならない。

(会議の公開)

第7条 会議は、公開する。ただし、次の各号の一に該当し、かつ、新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号）第7条各号に規定する非公開情報に関する内容を扱うとき又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開とする。

(1)～(10) (略)

2 前項ただし書の委員の発議は、討論を行わないでその可否を決めなければならない。

(傍聴)

第7条の2 会議を傍聴しようとする者は、委員長の許可を得なければならない。

2 (略)

第2章 委員長及び委員長職務代理者

(委員長の選挙)

第10条 委員長の選挙は、在任委員全員が出席の会議において、委員の互選により無記名投票で行ない、有効投票の2分の1をこえる票を得た者を委員長とする。ただし、2分の1をこえる票を得た者がいない場合は、多数票を得た2委員について、更に投票を行なう。

2 委員長が、その任期中において欠けたときは、次の会議において、新たに委員長を選挙して決定しなければならない。

(委員長職務代理者)

第11条 法第12条第4項に定める委員（以下「委員長職務代理者」という。）の指定は、指名推薦により行う。

(辞職)

第12条 委員長及び委員長職務代理者は、その任期中において、辞職することができる。ただし、この場合は、会議の承認を得なければならない。

(議事日程)

第13条 委員長は、議事日程を作成し、あらかじめ委員に送付しなければならない。ただし、急施を要する場合は、省略することができる。

2 議事日程の変更及び追加は、教育長が会議にはかつて決定しなければならない。

3 議事日程に定めた日に、その記載事件の会議を開くことができなかつたとき、又は会議が終結しなかつたときは、教育長は、更にその日程を定めなければならない。

(開会等の宣告)

第14条 会議の開会、閉会、延会、休憩及び再開は、教育長が宣告する。

(発議及び動議)

第15条 (略)

2 議案の発議及び議案に対する修正の動議は、案を添えて、あらかじめ教育長に提出しなければならない。ただし、簡易なものは、議場で陳述することができる。

3・4 (略)

(発言)

第16条 発言しようとする者は、教育長の許可を受けなければならない。

2 2人以上の者が発言を求めた場合は、教育長は、先順位者と認める者を指名して、発言を許可しなければならない。

3 教育長は、発言が付議された事件外にわたるか、又は不必要と認めたときは、制止することができる。

4 教育長は、議事進行上必要と認めたときは、発言の時間を制限することができる。

(討論、質疑終結の宣告)

第17条 教育長は、討論又は質疑の終結を宣告することができる。

2 (略)

(採決)

第18条 教育長は、討論又は質疑が終結したときは、ただちに採決しなければならない。

2 教育長は、採決しようとするときは、その旨を宣告しなければならない。

3 採決を宣告するときに議席にある教育長及び委員は、表決に加わらなければならない。

4 教育長が採決を宣告した後は、その事件について発言することができない。

(表決の更正)

第19条 教育長及び委員は、自己の表決について、更正を求めることができない。

(採決の方法)

2 議事日程の変更及び追加は、委員長が会議にはかつて決定しなければならない。

3 議事日程に定めた日に、その記載事件の会議を開くことができなかつたとき、又は会議が終結しなかつたときは、委員長は、更にその日程を定めなければならない。

(開会等の宣告)

第14条 会議の開会、閉会、延会、休憩及び再開は、委員長が宣告する。

(発議及び動議)

第15条 (略)

2 議案の発議及び議案に対する修正の動議は、案を添えて、あらかじめ委員長に提出しなければならない。ただし、簡易なものは、議場で陳述することができる。

3・4 (略)

(発言)

第16条 発言しようとする者は、委員長の許可を受けなければならない。

2 2人以上の者が発言を求めた場合は、委員長は、先順位者と認める者を指名して、発言を許可しなければならない。

3 委員長は、発言が付議された事件外にわたるか、又は不必要と認めたときは、制止することができる。

4 委員長は、議事進行上必要と認めたときは、発言の時間を制限することができる。

(討論、質疑終結の宣告)

第17条 委員長は、討論又は質疑の終結を宣告することができる。

2 (略)

(採決)

第18条 委員長は、討論又は質疑が終結したときは、ただちに採決しなければならない。

2 委員長は、採決しようとするときは、その旨を宣告しなければならない。

3 採決を宣告するときに議席にある委員は、表決に加わらなければならない。

4 委員長が採決を宣告した後は、その事件について発言することができない。

(表決の更正)

第19条 委員は、自己の表決について、更正を求めることができない。

(採決の方法)

<p>第20条 <u>教育長</u>は、採決しようとするときは、順次委員の賛否を求めて、可否を決める。</p> <p>2 <u>教育長</u>は、必要があると認めるときは、会議にはかり、記名又は無記名の投票によつて採決することができる。</p> <p>(結果の宣告)</p> <p>第21条 <u>教育長</u>は、前条の規定により採決したときは、その結果を宣告しなければならない。</p> <p>(投票)</p> <p>第22条 投票を行なうときは、<u>教育長</u>は、職員に所定の投票用紙を配布させなければならない。</p> <p>2 <u>教育長</u>及び委員は、職員の氏名点呼により、投票しなければならない。</p> <p>(投票の点検)</p> <p>第23条 <u>教育長</u>は、必要と認めるときは、委員の中から1人を立会人に指名して、役票の点検に立ち合わせるができる。</p> <p>(投票結果の宣告)</p> <p>第24条 <u>教育長</u>は、投票を点検して、その結果を宣告しなければならない。</p> <p>(作成)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 会議録は、<u>教育長</u>が指定する事務局の職員が作成する。</p> <p>(記載事項)</p> <p>第27条 会議録には、おおむね次の事項を記載する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>教育長並びに</u>出席及び欠席委員の氏名</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(委員の参会、退席)</p> <p>第32条 委員は、会議中において、参会又は退席しようとするときは、<u>教育長</u>の承認を得なければならない。</p> <p>第6章 補則</p> <p>(補則)</p> <p>第33条 この規則に定めるもののほか、会議等に関し必要な事項は、<u>教育長</u>が会議にはかつて定める。</p>	<p>第20条 <u>委員長</u>は、採決しようとするときは、順次委員の賛否を求めて、可否を決める。</p> <p>2 <u>委員長</u>は、必要があると認めるときは、会議にはかり、記名又は無記名の投票によつて採決することができる。</p> <p>(結果の宣告)</p> <p>第21条 <u>委員長</u>は、前条の規定により採決したときは、その結果を宣告しなければならない。</p> <p>(投票)</p> <p>第22条 投票を行なうときは、<u>委員長</u>は、職員に所定の投票用紙を配布させなければならない。</p> <p>2 委員は、職員の氏名点呼により、投票しなければならない。</p> <p>(投票の点検)</p> <p>第23条 <u>委員長</u>は、必要と認めるときは、委員の中から1人を立会人に指名して、役票の点検に立ち合わせることができる。</p> <p>(投票結果の宣告)</p> <p>第24条 <u>委員長</u>は、投票を点検して、その結果を宣告しなければならない。</p> <p>(作成)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 会議録は、<u>委員長</u>が指定する事務局の職員が作成する。</p> <p>(記載事項)</p> <p>第27条 会議録には、おおむね次の事項を記載する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 出席及び欠席委員の氏名</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(委員の参会、退席)</p> <p>第32条 委員は、会議中において、参会又は退席しようとするときは、<u>委員長</u>の承認を得なければならない。</p> <p>第6章 補則</p> <p>(補則)</p> <p>第33条 この規則に定めるもののほか、会議等に関し必要な事項は、<u>委員長</u>が会議にはかつて定める。</p>
---	--

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）附則第2条第1項の規定により改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育委員会の教育長が在職する場合においては、改正前の新潟県教育委員

会会議規則第2条から第4条まで、第6条から第7条の2まで、第10条から第24条まで、第26条、第27条、第32条及び第33条の規定は、なおその効力を有する。